

○岩国市スポーツ表彰要綱

平成18年9月1日制定

改正

平成19年8月30日

平成26年4月1日要綱第49号

岩国市スポーツ表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツに関し顕著な成績を収めた団体又は個人の表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、スポーツ栄光賞及びスポーツ優秀賞（以下「表彰」という。）とする。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、次の各号のいずれかの方法による。

- (1) 表彰状及び記念品の授与
- (2) 表彰状の授与
- (3) 記念品の授与

(被表彰者の基準)

第4条 被表彰者は、市内に住所を有する者、市内に所在する事業所若しくは学校に勤務若しくは在学する者、市内に事務所を有する団体若しくはこれに所属する者又は本市の体育協会等に加え若しくは加盟に準ずる団体で、別表に定める基準による。

(被表彰者の推薦及び決定)

第5条 市長は、所属する総括団体、連合団体の長又はこれに準ずる団体長の推薦により、被表彰者を決定する。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、岩国市スポーツ功労賞と同時に行う。ただし、特に必要があるときは、随時に表彰を行うことができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則（平成19年8月30日）

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日要綱第49号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

<p>スポーツ 栄光賞</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する者を対象とする。</p> <p>(1) オリンピックに出場した者</p> <p>(2) 国際競技大会において入賞又は全国競技大会において1位から3位に入賞した者</p> <p>ア 国際競技大会又は全国競技大会とは、次の大会とする(以下同じ)。</p> <p>(ア) 国際連盟、国又は地方公共団体が主催又は共催する大会</p> <p>(イ) 財団法人日本体育協会加盟団体、高等学校体育連盟又は中学校体育連盟が主催する全国大会</p> <p>(ウ) 財団法人日本高等学校野球連盟が主催する全国高等学校野球選手権大会及び全国選抜高等学校野球選手権大会</p> <p>(エ) その他市長が認めた大会</p> <p>イ マスターズ及びベテラン大会については、国際競技大会において優勝した者に限るものとする。</p> <p>(3) 各種大会(マスターズ及びベテラン大会を除く。)で日本記録を樹立した者</p>
<p>スポーツ 優秀賞</p>	<p>マスターズ及びベテラン大会で、次の各号のいずれかに該当する者を対象とする。</p> <p>(1) 国際競技大会において入賞した者</p> <p>(2) 全国大会において1位から3位に入賞した者</p> <p>(3) 日本記録を樹立した者</p>
<p>備考</p> <p>1 オリンピック及び国際競技大会を除き、山口県以外の県の代表として出場した者は、被表彰者とししない。</p> <p>2 表彰の対象となる大会は、予選を経て、かつ、国、県又は市を代表して出場資格を得たものとし、出場資格が一部の地域や特定団体に限られる大会は、対象とししない。</p> <p>3 高等専門学校の大会は、表彰の対象とししない。</p> <p>4 被表彰の競技が団体競技の場合は、参加した大会又は競技会で定められた競技人数(監督等を含む。)を表彰するものとする。</p> <p>5 同一の競技による同一の団体又は個人への表彰は、同一年度内で1回とする。ただし、成績が特に優れている場合は、この限りでない。</p>	